

ふじみまち産業振興センター規約

ふじみまち産業振興センター規約をここに公布する。

令和4年3月19日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本センターは「ふじみまち産業振興センター」と称する（以下センターという）。

(事業総轄)

第2条 センターの事業総轄は富士見町が所管するが、事業運営は富士見町商工会が行う。

(事務所の所在地)

第3条 センターの事務所は富士見町商工会館内に置く（長野県諏訪郡富士見町落合 10078-1）。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 センターは、富士見町内全産業（工業・商業・建設業・観光業・農業など）の小規模事業者及び中小企業者の総合的な振興・発展を目的とする。

(事 業)

第5条 センターでは次の事業を行う。

- (1) 若手経営者等育成・事業継承に関する事業
- (2) 販路開拓・マッチング支援に関する事業
- (3) 経営支援に関する事業
- (4) 行政及び商工会をサポートする事業
- (5) 前各号に掲げるものの他、目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

(運営委員)

第6条 センターに運営委員会を置き、次の者で構成する。

- (1) 富士見町商工会長
- (2) 富士見町商工会副会長
- (3) 富士見町観光協会長
- (4) 富士見町産業課長
- (5) 富士見町商工会事務局長
- (6) ふじみまち産業振興センター長（以下センター長という）
- (7) ふじみまち産業振興センター統括事務局長

2 運営委員の任命及び委嘱は富士見町長が行う。

(運営委員の任期)

第7条 運営委員の任期は3年とする。

- 2 任期満了または辞任によって退任した運営委員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、センターの目的達成のために運営スタッフ及び事務局の諮問に応じ、また助言・提言を行う。

- 2 運営委員長は富士見町産業課長が就き必要に応じて招集する。
- 3 運営委員会には必要に応じて、富士見町内事業者も参加することができる。
- 4 運営委員会には必要に応じて、運営スタッフ及び顧問も参加することができる。

(運営委員費用弁償)

第9条 運営委員が職務に従事した場合は費用弁償として1回につき2,000円を支払う。

- 2 費用弁償を支払う者は、第6条第1項第1号から第3号の者に限る。

(顧問)

第10条 センターに顧問を置き次の者がつく。

- (1) 富士見町長
- (2) 富士見町商工会長

- 2 顧問は、センターの目的達成のために運営委員会の諮問に応ずるほか助言を行う。

(運営スタッフ及び事務局)

第11条 センターに運営スタッフ及び事務局を置き、次の者で構成する。

- (1) センター長 1名
- (2) 事業推進コーディネーター (アシスタントコーディネーター含む) 若干名
- (3) 支援コーディネーター 若干名 (富士見町より出向)
- (4) 統括事務局長 1名 (富士見町商工会より出向)
- (5) 必要に応じて相談役を置くことができる。

- 2 センター長の選任は富士見町と富士見町商工会が協議して決める。
- 3 第1項第1号から第5号の任命及び委嘱は富士見町商工会長が行う。ただし、第1項第2号から第5号については、センター長が面接し、運営委員会に諮ることとする。
- 4 センター長は、事業企画及び運営のために運営スタッフ会議を必要に応じて招集する。

(運営スタッフ及び事務局の任期)

第12条 運営スタッフ及び事務局の任期は3年とする。

- 2 任期満了または辞任・異動によって退任した運営スタッフ及び事務局は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務委託契約)

第13条 センター長、事業推進コーディネーター、及び相談役は業務委託契約とする。

- 2 前項の業務委託契約は富士見町商工会長と取り交わすものとする。
- 3 業務委託契約料は別に定める。

第4章 旅 費

(運営スタッフ及び事務局の旅費)

第14条 運営スタッフ及び事務局が職務のため出張をした場合には、旅費を支給する。

- 2 出張はセンター長の発する出張命令、または運営スタッフ及び事務局が発する出張依頼のどちらかとする。
- 3 その他の項目については、富士見町商工会旅費規程を準用する。

第5章 事 務 処 理

(事 務)

第15条 運営スタッフ及びセンター事務局の事務は、次のとおりとする。

- (1) 運営スタッフ会議に関すること
- (2) 規約・規程に関すること
- (3) 事業計画及び予算、並びに事業執行・報告の総合調整に関すること
- (4) 第5条第1項第1号から第5号に掲げる事業のほか、センター運営に必要な事務。但し、富士見町商工会へ委託する事務は除く。

(事務の決裁)

第16条 運営スタッフ及び事務局は、センター長の決裁を受けなければ事務を処理してはならない。

(統括事務局長の専決)

第17条 センター長が必要と認めた場合、センター長の権限の一部を、統括事務局長に専決させることができる。

第6章 事業年度・会計・会計監査並びに決算予算

(事業年度)

第18条 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(会 計)

第19条 センターの会計は、富士見町補助金・富士見町商工会補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(庶務会計事務)

第20条 センターの庶務会計事務は、富士見町商工会が行う。

(事業及び会計監査)

第 21 条 センターの事業及び会計監査は、富士見町商工会監事が行う。

(事業・決算並びに予算)

第 22 条 センターの事業、決算報告、計画及び予算は富士見町商工会理事会及び通常総会に報告し承認を得る。

2 センターの事業報告は、センターホームページで公表するものとする。

(資産管理)

第 23 条 センターの資産は総括事務局長が管理し、その方法はセンター長が別に定める。

第 7 章 規約の変更、解散

(規約の変更)

第 24 条 規約の変更は運営委員会に付議した後、富士見町に協議を行い、富士見町商工会理事会に報告し承認を得る。

(解 散)

第 25 条 センターを解散する場合は、解散しようとする 3 か月以上前に運営委員会に付議した後、富士見町に協議を行い、富士見町商工会理事会及び総会に提出して承認を得る。

(残余財産)

第 26 条 センター解散における残余財産の分配は、運営委員会の決議により決定する。

(補 則)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、センターの事務運営に必要な事項はセンター長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は令和 4 年 3 月 19 日から施行する。

(運営委員任期の特例)

2 令和 4 年 3 月 22 日から始まる運営委員の任期は、第 7 条第 1 項にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。但し、後任が選任されるまでは職務を延長することができる。

(運営スタッフ及び事務局任期の特例)

3 令和 4 年 3 月 25 日から始まる運営スタッフ及び事務局の任期は、第 12 条第 1 項にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。但し、後任が選任されるまでは職務を延長することができる。